平成３０年（フ）第３３号
秋田県潟上市天王字鶴沼台93番地６、前住所秋田市新屋扇町９番68号　ワイズウェーブ101号
債務者　千田　貴之
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４１号
秋田市新藤田字高梨台42番地39
債務者　大川　喬司
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４８号
秋田市土崎港西３丁目１番41号
債務者　佐々木憂子（旧姓佐原）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７号
福島市本内字西町３番地　リザーブＳＫ105号室
債務者　勝山　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１９４号
長野県松本市大字松原80番地１　グリーンヒル松原202号
債務者　伊藤　　奨
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第６７号
大分市大字千歳1916番地の１（長岡アパート103）
債務者　小田原栄二
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７６号
大分市大字永興377番地（コーポ藤下301）
債務者　古賀　茂樹
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１６号
宮城県遠田郡美里町青生字堀切120番地１
債務者　今埜　克己
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
金沢市千日町１番５号、従前の住所金沢市扇町13番16号
債務者　田村　一歩
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２３号
金沢市横枕町ハ34番地１　セイリングＶ201号
債務者　丸吉　正代
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３５号
金沢市寺町２丁目12番20号　キャッスルフリーダム203号
債務者　押田実智也
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５８号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目６番20―207号
債務者　公門　健三
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第６４号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目29番25号　ディアコート塚新405号
債務者　成田美智子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第７１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―419号
債務者　居酒屋ソウルこと　ＬＥＥ　ＤＯＮＧ　ＨＯ（李東昊）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第７３号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番７―303号
債務者　白田　昌治
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第９０号
兵庫県芦屋市宮塚町２番６―405号
債務者　森本　玉代
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第９８号
兵庫県尼崎市高田町５番３―104号
債務者　堀本　由香
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係